

令和2年2月定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

令和2年3月2日(月)

[委員会の概要]

須見委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

ただちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について

【報告事項】

○徳島県立男女共同参画交流センターにおけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の募集について

仁井谷保健福祉部長

2月定例会に、追加提出をいたしております、次世代人材育成・少子高齢化対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。私のほうからは、一般会計予算及び特別会計予算の総括並びに保健福祉部関係について、御説明させていただきます。その後、引き続きまして、関係部局長から御説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、まず、お手元に御配付の次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料(その4)の1ページをお願いいたします。一般会計、特別会計の補正予算でございます。まず、一般会計でございますが、表の1番下の計の欄に記載しておりますとおり、関係部局の補正額の合計、21億4,025万5,000円の減額でございます。補正後の予算総額は、419億4,046万1,000円となります。表の上の段に保健福祉部関係の数字を入れてございます。補正額は10億2,671万2,000円の減額、補正後の予算総額は310億4,535万6,000円でございます。財源の内訳は右の欄に記載のとおりでございます。

続きまして2ページ、特別会計でございます。関係する二つの会計で、合計の補正額が6,000万円減額、補正後の予算総額は、15億2,240万5,000円となっております。

3ページにまいりまして、課別の主要事項を載せてございます。まず保健福祉部の一般会計の関係でございます。国保・自立支援課の関係では、老人福祉費で補正額1億1,431万6,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、摘要欄①のイ、後期高齢者医療財政安定化基金事業費につきまして、後期高齢者医療広域連合への貸付金が発生しなかったこと等による減などがございます。

4ページをお願いします。医療政策課におきましては、医務費の摘要欄③のア、医療提供体制確保総合対策事業費につきまして、8,950万円の減額でございます。徳島大学の寄

附講座の設置に要する経費が、当初の見込みより少なかったことなどによるものでございます。

健康づくり課でございます。摘要欄①のアにございます、生涯を通じた女性の健康支援事業費におきまして、1,286万円の減額でございます。不妊治療費の助成が当初の見込みより少なかったことによるものなどでございます。健康づくり課の補正額の計は、2,594万2,000円の減額でございます。

5ページでございます。長寿いきがい課におきましては、老人福祉費の摘要欄⑥のア、介護給付費等負担金におきまして、2億706万3,000円の減額でございます。介護給付費の伸びが見込みより少なかったことによるものでございます。またその下、老人福祉施設費の摘要欄①のア、地域介護総合確保施設整備事業費におきまして、2億7,055万5,000円の減額でございます。補助対象市町村における、今年度の施設整備が、見込みより少なくなったことによるものでございます。長寿いきがい課の合計といたしましては、6億8,493万7,000円の減額でございます。部全体といたしまして、10億2,671万2,000円の減額補正をお願いしたいと考えてございます。

続きまして、12ページをお願いします。繰越明許費の追加でございます。長寿いきがい課の老人福祉施設整備事業費につきまして、翌年度への繰越予定額を7,838万9,000円とさせていただきますというものでございます。

保健福祉部関係の提出案件は以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしくお願いいたします。

板東県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております説明資料(その4)によりまして、2月定例会に追加提出いたしました県民環境部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。今回御審議いただきます案件は、令和元年度歳入歳出補正予算(案)及び繰越明許費となっております。

説明資料(その4)の1ページをお開きください。県民環境部の一般会計歳入歳出予算につきましては、補正額の欄に記載のとおり、10億9,215万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は99億9,483万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。特別会計についてでございます。次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、6,000万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、2億1,645万4,000円となっております。

6ページをお開きください。次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。男女参画・人権課関係でございます。目名、青少年女性対策費におきましては、摘要欄②の男女共同参画交流センター運営費について、各事業の所要額の見込み等により、828万円の減額をお願いしております。男女参画・人権課合計では、828万6,000円の減額となり、補正後の予算額は、1億2,320万3,000円となっております。続きまして、次世代育成・青少年課関係でございます。目名、児童措置費の摘要欄①の児童保護措置費について、市町村への国庫補助金が直接補助になったことにより、8億721万円の減額を、

目名、児童福祉施設費の摘要欄①の児童福祉施設整備事業費につきましては、認定こども園施設整備補助金の実績に基づき、2億1,969万7,000円の減額をお願いしております。次世代育成・青少年課合計では、10億8,002万3,000円の減額となり、補正後の予算額は、98億293万円となっております。

7ページを御覧ください。スポーツ振興課関係でございます。目名、体育振興費におきましては、各事業の所要額の確定によりまして、189万4,000円の減額をお願いしております。スポーツ振興課合計では384万8,000円の減額となり、補正後の予算額は3,870万4,000円となっております。

8ページを御覧ください。次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございます。貸付金の申請額が当初見込みを下回ったことにより、6,000万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、2億1,645万4,000円となっております。

13ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。追加分でございますが、男女参画・人権課所管の男女共同参画交流センター運営費では、女性活躍ワンストップサービスセンター(仮称)の設計に要する経費として300万円、次世代育成・青少年課所管の児童健全育成対策費では、放課後児童クラブの整備に要する経費として886万8,000円、それぞれ繰越しをお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。今議会に追加提出いたしております案件の説明は以上でございます。

続きまして1点、資料はございませんが御報告させていただきます。「徳島県立男女共同参画交流センターにおけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の募集について」でございます。平成19年6月からネーミング・ライツ制度を導入し、ときわプラザ、ブライダルコアときわホールの愛称で広く県民の皆様親しまれているところでございます。令和2年5月末に、現在の契約期間が終了することから、6月以降のパートナー企業について、令和2年6月1日から5年間を契約期間として、来る3月下旬から募集を行うことといたしております。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

春木商工労働観光部副部長

続きまして、商工労働観光部関係の提出案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その4)の1ページをお開きください。一般会計に係る補正予算でございます。補正額の3段目に記載のとおり、369万4,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、7億360万6,000円となっております。なお、補正額の財源につきましては、財源内訳欄に、上段括弧書きで記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。特別会計におきましては、商工労働観光部関係の補正はございません。

続きまして、9ページをお開きください。課別の主な補正事項につきまして、御説明させていただきます。産業人材育成センターの計画調査費の摘要欄①、地方創生の深化のための支援費のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業におきまして、事業実績見込みに伴いまして、280万7,000円の減額をお願いしております。また、転職職業訓練費の摘要欄①、転職訓練費のア、ウーマンビジネススクール推進強化事業におきまして、事業実

績見込みに伴いまして、88万7,000円の減額をお願いしております。以上が、今定例会に追加提出をいたしております、商工労働観光部関係の案件でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

美馬教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その4)の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会関係につきましては、総括表の下から2段目でございますように、1,769万2,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、1億8,966万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

10ページをお開きください。部別主要事項説明でございます。まず、教育創生課でございますが、計画調査費の①、地方創生の深化のための支援費におきまして、所要見込額が決定したことなどにより、27万円の減額補正をお願いいたしております。次に、学校教育課でございますが、教育指導費の①、学校教育振興費におきまして、所要見込額が決定したことなどにより、60万円の減額補正をお願いいたしております。人権教育課でございますが、教育指導費の①、生徒指導費におきまして、所要見込額が決定したことなどにより、96万3,000円の増額補正をお願いいたしております。最後に、生涯学習課でございますが、社会教育総務費の②、青少年教育費におきまして、アの放課後子供教室推進事業など、各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で、1,778万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

以上が、教育委員会関係の案件でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

須見委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

重清委員

新型コロナウイルスの感染症への対応についてお伺いいたします。先週総理の要請を踏まえ、県からも県内の小中高校等に臨時休業の要請を行ったと聞いておりますが、現在県内の小中高校等ほどのような状況なのか、まずはお伺いいたします。

永戸教育創生課長

ただいま、重清委員から今回の安倍総理からの要請を受けて、県内の学校で臨時休業の要請を行った結果、状況はどうかということをお伺いいたしております。

まず、県の教育委員会の管轄下にある県立学校につきましては、すべて本日から臨時休業いたしております。

それから、市町村教育委員会にも要請をした結果、24市町村のうち3町村を除く21市町におきまして、本日から要請どおり臨時休業をいただいているところであります。

まず、県立学校につきましては、中学校、高等学校、特別支援学校合わせて47校が本日から臨時休業いたしております。それから、市町村立学校におきましては先ほど申しましたように3町村を除く21市町で本日から臨時休業いたしております。その内訳を申し上げますと、まず小学校につきましては市町村立166校のうち8校を除く158校において臨時休業いたしております。

続きまして、市町村立中学校につきましては、総数79校のうち4校を除く75校において臨時休業いたしております。

それから、高等学校につきましては徳島市立高校だけですので1校ということで、合計いたしますと234校の市町村立学校が臨時休業いたしております。

ちなみに、臨時休業を3日からとしている町村が3町村ありまして、石井町、神山町、佐那河内村、その3町村でございます。その対象になる学校につきましては、小学校が8校、中学校は4校となっております。

あと国立学校につきましては、これも予定どおり本日から休業しています。内訳は附属小中学校、それと特別支援学校それぞれ1校の計3校でございます。

私立学校の状況につきましても休業する方向と聞いておりますけれども、教育委員会ではまだ確たる数字をつかんでおりませんので、報告は控えさせていただきます。状況は以上でございます。

岡医療政策課長

加えまして、高等課程を置く専修学校ということで、県立総合看護学校の准看護師課程におきましても、3月2日から休校しておるところでございます。

重清委員

ということは、すべての小中高、県立、市町村立もすべて、明日から1校残らず学校すべて休業ということで県内の学校は明日から大変だと思います。

今から臨時休業になって、始まりは4月の頭、これが小中高ばらばらかなというのだけど、このあたりはどういうふうな調整を。

先を見て、まだ延ばすかも分からないというのが出てくるのですが、今のところは普通の始まりは小中高ばらばらですか。どういう状況なのか。

小倉学校教育課長

臨時休業の期間についてですが、令和2年3月2日から始まりまして、県からの要請としましては、春季休業の開始日までということなので、春休みまでは臨時休業にするようお願いをしているところでございます。

ただ、この状況は今後の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況であるとか、あるいは各学校の市町村の状況によって変動等はあるものと承知しております。

重清委員

いろんな影響はあるけど、どういう影響が出てくるか十分把握ができていないと思うのですが、スポーツにしても練習にグラウンドを使ったらいけないとか、体育館を使った

らいけないとか、どうするのかなというぐらい難しくなって、それに対する対策もいろいろ考えてあげないと厳しいかなという競技もありますので、いろんなことを本当に早急に考えてあげてほしいと思いますし、またこれも今回は政府の緊急要請に呼応したものでありますが、突然の決定に学校はもちろん、特に共働き世帯の家庭を中心に、子供や保護者も混乱しております。どのような対応を行っているのか。子供のほう、ちょっと教えていただけますか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、重清委員のほうからこの休校に関わる子供の関係についての御質問を頂いております。

私のほうからは放課後児童クラブについてお話をさせていただきたいと思います。

委員も御承知のとおり、放課後児童クラブにつきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対して利用していただきまして、その健全な育成を図るといったものでございます。

今、県内のほうでは、放課後児童クラブにつきましては、187施設で9,080人の子供たちが利用しているところでございます。

本日から始まりました休校によりまして、通常、放課後児童クラブと申しますのは子供たちが学校が終わってから利用する場所なものですから、お昼前から開けたりとか、お昼過ぎから開けたりとか、実施主体は市町村なんですけれども、その地域地域の状況に応じて異なっているところでございます。

こちらが3月2日からの休校によりまして、その子供たちをどうするのかというところがございまして、そこにつきましての取組を厚生労働省、文部科学省が連携して進めているところでございまして、特に厚生労働省のほうといたしましては、本来開けるはずのなかった本日以降の午前中など、この休校に伴う開所につきましては、通常であれば保護者2分の1負担、県・国・市町村3分の1負担というこの利用につきまして、国が全額みるという方向で今動いているところでございます。

こちらの文書は、土曜日の未明にメールで本県のほうに届いたというような状況でございます。

小倉学校教育課長

保護者との関係について、教育委員会につきましても、まずは28日に全校休業を一斉要請いたしました通知において、今回の措置がまずは子供たちの健康安全を第一に考え、多くの子供たちが日常的に長時間集まる学校での感染リスクを最小限にするという趣旨について、まずは保護者に対しても丁寧に学校を通じて説明するとともに、そういった趣旨から、まずは児童生徒さんが人の集まる場所への外出を避け、基本的には自宅で過ごすようにお願いをして、まずはその理解を図っております。

更に加えまして、今、学童保育の話がございましたが、通常の春季休業とか夏休みのように予定されていたものより急遽^{きゅうきよ}早くなったということで、準備がまだ間に合わないとかそういった事情もあると聞いております。

そういったことも踏まえまして、教育委員会からはまず教職員がこの休業期間中、それ

それ業務はあるものの、その様子を見ながら学童保育のほうの支援員として働くことも可能であるといったような連絡を既に流しております。

また、既に28日の通知でも個別に教育の相談であるとか、健康の相談であるとか、困った場合は学校や市町村に速やかに連絡いただいて、状況によっては学校で相談に乗るといったような柔軟な体制をとることも併せて各市町村には連絡しているところでありまして、こういったスキームを通じてしっかり対応しているところでございます。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいまの答弁に少し補足させていただきますと、教員が放課後児童クラブに入ることについて差し支えないという、文部科学省のほうの見解を受けまして、厚生労働省のほうとしましては、本来は学童保育で放課後児童支援員として業務をするためには、研修を受ける必要があるのですけれども、今回のこの件については教員が研修を受ける必要はないというふうな見解も同時に出され、みなし規定が同時に作られているところでございます。

重清委員

今の学童保育で、県の教員とかがするということなのだけでも、学童保育は市町村がしているものと、民間がしているものがあると思うのですけれども、そこらへ教師が仕事を休んで行くとなったら、こっちは給料をもらえるのでしょうか。その人たちは向こうでは要らないということで雇ってくれるという話で、その調整といえどこがするのですか。

県の教育委員会が権限を持ってするのか、この学童保育をして、そういう調整とかは一体どこが中心となってやるのか、ちょっと今どういう体制にするのかがよく分かったのですが、そのようにしなければいけないのはよく分かるのですが、いろんな問題が出てくると思うのですけど、そのあたりの対応はどうなっているのですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいまの重清委員の件につきまして、まずは文部科学省のほうから出ておりますのは、各教育委員会の職務命令等に基づいて業務に携わるということでございますので、業務として教員が入っていくというふうなことであると考えております。

また、委員のおっしゃるとおり、放課後児童クラブというのは様々な主体がやっているというところではあるのですけれども、市からの委託でありますとか、市からの補助によって行っておりますので、そのあたりは市または市町村教育委員会と連携しながら、滞りのないよう進めてまいりたいと考えております。

重清委員

その点はいろいろ連携して、今既に言われているのが給食調理員とか、学校の事務員さんとかがもう来なくてもよろしいということで、いきなり仕事が無くなってパートの収入が無くなっているのですよ。いろいろなところでそういう人たちが働く所を構えていかななくてはならないし、そういうところはどこかが調整していかななくてはならないと思うので、そのあたりはいろいろ検討して早急にしてほしいですよ、小さい子供がいたのでしたら、休んで見ますけれど、大きい子供がいて、小さい子供がいないところだったら、今パート

でも全部首を切られているんですよ。

給食調理員の人とか、恐らくたくさんいると思うのです、僕らの知らないところで。そのあたりの体制を早急にとってほしいのと、それと全体で9,080人ですけど、これでまた増えそうですが、どれぐらい見込んでいるのですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、放課後児童クラブの見通しについて委員よりお話がありました。

もちろん、それぞれの各地域で異なっている状況でございます、まずこの一報が入って金曜日に聞いた段階では、それぞれのクラブにおいても状況が分かっていなかったのですけれども、それが一日、二日、三日を経まして、本日の朝の時点でございますけれども、全ての市町村には確認できていないのですが、多くの市町村で、学童に入っていないけど入りたいとの声は、今のところ聞こえてはきていないという状況でございます。

この背景には、先ほど小倉課長さんが申し上げましたように、基本的にはそうした集団を作らないということで、親御さんのほうもできる限り家のほうで見たいということもあって、積極的に今、学童に入っていないんだけど入りたいというようなことまでは聞こえてきていない状況でございます。

重清委員

今、確かに、これは親ですがいろんな所に行って集団感染で動き出したんですよ。学童クラブで、もしも出た場合の対応というのは次にどうするのか、そこまで考えておかないとすぐの話ですよ。せっかく学校を休みにしたと、それで学童クラブに寄せたと。そこで一人でも陽性が出たらどうするんだという。そのあたりをきちんとしておかないと、次の日から対応は何もできませんでは話にならないから、時間がないけど、きちんとした対応を考えておいてください。

ここまで何箇所もコロナでやっていますので、どうしたらいいか。これは早急にしてほしい。先週も言ったと思うけど、恐らく追加補正も出てくると思いますので、皆さん忙しいのはよく分かりますが、早くいろんな対応をしないといけないから、いろんな声を聞いてください。

それでまた、国のほうにもこういうようにしてと、今日は商工労働観光部もいると思うんだけどめちゃくちゃですよ今。全てキャンセルですよ。飲食店と一緒に。隣の各ホテルなんて一緒に、イベント全部中止になっていっているの、賃借料も全てゼロですよ今。どこもかしこも、宴会なんて何百人キャンセルですと、そんな話ばかりですよ、どうにかしてくれと。

これに対する貸付だけですかという話。それだけでは持たないでしょ。今までで最悪の状況になっていっているんですよ今、全ての経済が。そこらを早急に県として何ができるか、何が問題になっているか。先を見て、早く対応していただきたい。早く終わって、みんな取り組まないといけないのはよく分かっているんです。私は、これで終わっておきます。頑張ってください。

岡田委員

今、重清委員のほうから縷々^{るる}の質問がございましたが、まず、そもそものところから戻っていいですか。

そもそも新型コロナウイルスの情報発信のところ、いろんなところで情報が錯綜^{さくそう}して、いろんなところが情報源で、いろんな情報が出てきました。

新聞紙上で先に出ていたり、親御さんのメールが先に動いていたりとか、いろんなところで私たちが知り得る情報よりも先にいろんなところの情報発信がなされていて、当然新型コロナウイルスの分からないものに対する危険に対応するということでの皆さんの措置というのは分かるんですが、やはりそのあたりで、ある程度今回のことを教訓にして情報発信というものを、より1番早く県のほうから出せるような体制づくりと、そして正しい情報というか、正確な情報、そして今もう一つお願いしたいのは、フェイクニュースであったりいろんなデマ情報、そしてチェーンメールとあって、26度のお湯で死ぬとかいう訳の分からない情報とかも出てきていますので、そういうふうなことで、情報を得た人は、その情報が正しいと思って、ものすごい拡散していつているんです。

それで、その拡散された情報が何もかも入ってくるような状況になっているということは皆さん御存じだと思んですが、やはりそうではなくて、県としては県の正しい情報をきちんと県民の皆さんに伝えてもらうという義務はあると思うし、それが県の仕事だと思うので、そのあたりの情報の発信の仕方というのを今一度考えて、きちんとしていただきたいんですが、いかがですか。そのあたり、ちゃんとできているのですか。

戸川健康づくり課長

ただいま委員のほうから、新型コロナウイルス感染症についての情報発信について御質問いただきました。

県では、県民の皆様迅速かつ正確な情報をお伝えするという事で、こういった新型コロナウイルスにつきまして、いろいろ取り沙汰されてきました1月上旬から、まず危機管理連絡会議を開催させていただきました。

1月8日、1月16日、1月24日、1月28日、1月30日と連絡会議を開催しておりまして、その際にもマスク等も通じまして、いろいろ県民の皆様現在正しい情報について周知させていただいているところでございます。

さらに加えて、2月14日には危機管理会議、感染の確認がされた2月25日につきましては、危機管理対策本部会議におきましても、正確な情報ということでお伝えさせていただいているところでございます。

それから、現時点での患者発生状況、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策、発熱や呼吸器症状のある方に対しまして、どういう時に医療機関の受診をするかとか、どこに相談したらいいのかとか、そういったことの注意喚起につきましても、徳島県におきましては、県のホームページ等、いろんなマスメディアを通じまして周知をさせていただいているところでございます。

それから県民の皆様不安解消のために、フリーダイヤルで24時間対応ということで、一般電話サービスコールセンターの設置もさせていただいておりますし、ケーブルテレビ、ラジオ等も通じまして周知を図っているところでございます。

あとデマ情報につきましての質問もあったかと思えます。

デマ情報につきましては、内容によっては他人へのいわれなき憎悪が起こったり、社会的混乱を助長するものであると認識しておりまして、誤った情報の拡散を確実に阻止するすべというのは、なかなか現代の情報社会では難しいのですが、そういった情報に接するものがデマ情報を周囲に拡散しないようお願いしたいということでございます。

そういったデマ情報が県内で発生した場合は、インターネットやSNS等で噂やデマに惑わされることがないように周知しているところでございます。正確な情報は県のホームページを見ていただきたいということで、発信していきたいと思っております。

岡田委員

非常によく分かるのですが、その中であって、若い世代の人たちが情報拡散の部分をしてもらえるような担い手となってもらえるように、是非、いろんなメディアを使って、正しい情報を拡散してもらえるような方法も取っていただきたいと思うとともに、県のホームページもおっしゃってましたが、ものすごい見やすくして、ワンクリックでコロナの最新情報というのが見られる状況なんですよ。

戸川健康づくり課長

県の情報発信の状況ということですが、まず県のホームページのトップ画面に、新型コロナウイルス感染情報ということで、一番上のほうにクリックするところがきているところでございます。

岡田委員

是非、県のホームページは非常に情報量が多くて見にくいというような御指摘もいただくので、内容が深いのはいいんですけど、県のホームページを見てくださいという限りは、県のホームページを開いてすぐに新型コロナウイルスの対応という部分と、医療機関の情報という部分がワンクリックで見えるという情報を是非この4月以降、学校が休校になっている期間、また今ものすごく拡散が懸念されている期間においては必ずトップページに置いていただいて、県民の皆さんが正しい情報を知り得るような環境づくりの徹底に、是非お願いしたいと思います。

そして、また県のホームページにおきましては音声ガイドもあるので、障がい者の方がクリックしても見やすいという状況だと思うので、その旨を徳島県のホームページに一括してもらって、その情報提供をするということを徹底していただくことによって、私たちのホームページを見てくださいということで、問い合わせがあった場合にはそういうふうに対応していきたいと思うので、是非よろしくお願いしたいと思います。

それともう一つ、コロナウイルスの話ではないんですけど、前回のこの委員会でも聞いたんですけど、アスティとくしまの新しい女性活躍支援センターと総合支援拠点を作るということで、この間、井下委員も代表質問で質問されていたんですけど、そこの中において、今一つ、私のほうに問合せがあるのが、児童治療院というのが徳島県内には無いのです。

四国内で無いのは徳島県だけなんですけど、その機能をもたらずにもいろいろ聞きますと、若干いろんなハードルがあるということで、すぐにその治療院を作ってくれという

ところの要望はしたいところなんです、それよりも先にせつかくアスティで情報拠点を一括したものができるといことなので、そこでもいろんな子供たちの養育の相談が受けられる機関として、そこにも医療サイドの情報提供ができるような場所という部分も集約していただきたいんですけど、そのあたり検討していただく余地はありますか。

戸川健康づくり課長

療育手帳だとか、そういったところに至らないまでの方に対するいろんなケアについての御相談、そういったところが一括してできればというお話だったと思います。

まず、いろんな精神的な要素がある方につきましては、徳島県におきましては、精神保健福祉センターのほうで相談に乗っているところでございまして、それは大人だけではなくて子供の方も相談は乗っているところでございまして、それが小学校だとか中学校だとか、そういう生徒さんになってきますと、また教育委員会のほうとの連携を図って相談していくという状況になっております。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、岡田委員のほうから、アスティとくしまでの総合支援拠点の部分について御質問を頂いております。

井下副委員長への答弁の中でお話をさせていただきましたとおり、今現在、女性活躍ワンストップサービスセンターという仮称で進めておりますところへ、若者や子供への相談をするといった機能をしっかりと持たせてまいりますというようなこととお話させていただいております。

今、徳島県には保健福祉や医療、例えば精神保健福祉センターなどを含みまして、県内の関係機関で子供や若者への支援を行うために、徳島県子ども・若者支援地域協議会というものを設置しております、このワンストップセンターを作った時には、この相談窓口と、今申し上げました地域協議会との連携をしっかりと密にしまして、様々な問題や悩みに対応してまいりたいというふうに考えております。

岡田委員

井下副委員長の時の答弁にも、医療機関更生保護というものも地域連携という中に含まれているということで答弁されておりますので、是非全ての親御さんの子育て中のお母さんお父さんたちの、また、おじいちゃんおばあちゃんたちの心配を払拭するといひますか、心配をする方たちが相談する窓口、その部分で相談されて、そこから次の機関を紹介していただくという機関の在り方でいいと思うんですけど、さっき戸川課長がおっしゃってくれた所につないでくださる窓口として、もう一つ先の段階として電話する窓口として、統合して一括するというならば、そこがワンストップ窓口となつて、全ての若者、子供並びに保護者の皆さん方の質問を受け付けるというところの一括機能として、してくださるという部分の立ち位置を作っていたいただきたいなと思うし、そうすることによって子育てしている女性の方であったり、または男性の方であったり、それに悩んでいる皆さん方が、そこに相談したらいいよという部分を作っていたいただくということは非常に大事だと思うので、是非その部分の医療機関へとつなぐ、また保健所さんにつなぐという部分も是非確約

もしていただきたいと思うとともに、当然、学校のほうとの小学校、中学校、義務教育の子供たちにとっては是非つないでいただいて、お願いしたいなと思います。

というのも周りの話をいろいろ聞いていますと、不登校になる子供たちにはいろんな要因があるので、それぞれ一人ずつの話をきちんと聞いてあげることが大事だし、その不登校になった子供たちが全員学校に行きたくないのかということそうじゃないよ。学校に帰りたいけど学校に帰るすべが分からないという子供もいるという話だし、そうなるとお母さんでは解決できない問題というのがたくさん出てくるので、そのお母さんで解決できない問題をサポートしてくれる方たちが、カウンセラーさんであったり、医療機関であったり、いろんなところでの要因を解決することによって、子供たちが学校に帰れるよ、いろんなところに挑戦できるよという社会を作るとというのが、今の徳島県の活躍社会というか、地域全てが支え合うということになっていくと思うので、その部分で一人も子供たちを取り残さないというのも一つの目標になっていると思いますので、全ての子供たちがすくすくと育てる徳島県であるためにも、是非ワンストップ窓口と名乗ってくれるならば、どんな相談でもいいですよというところで受けてもらって、就労相談から始まって、子供たちの子育てまでものすごい幅が広いんですけど、ワンストップでやるというところの覚悟を決めてもらって是非取り組んでもらって、いい機関、場所を作ってもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、岡田委員から、現場の声を含めてお聞かせいただきました。

今おっしゃったように、誰一人取り残さないと、徳島の子供たちを守っていくと。そして、お母さん、お父さんの子育てが孤立化することなくスムーズに行え、また問題・悩みが解決できるように、今、県内には一つ一つの相談機関はあるんですけども、やはりワンストップにすることで、そこへ連絡すればなんとかなるということになれば、一層その価値が高まってくると思いますので、委員の御意見も踏まえまして、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、お願いして終わります。

原委員

私も新型コロナウイルス対策について、小中高の一斉休校要請に伴う企業の対応をお教え願いたいんですが、例えば先ほどお話にもありました、給食センターに納品される企業さんもおられるわけで、学校が休みになると、その対応はどのようにされているんですか。教えてください。

高石労働雇用戦略課副課長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、雇い止めや休業などに関し、どのような対応を行っていくのかという原委員からの御質問でございます。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、景気の動向等による事業の縮

小等が懸念される中、本日から順次、小中高の休校等が実施されることにより、労働者にとっては休業等による様々な不安が生じると承知しているところでございます。

去る2月29日の安倍首相の記者会見によりますと、中小企業の資金運営の経営支援をはじめ、雇用調整助成金の支援拡大であるとか、休業する保護者である労働者に対しての新たな助成金の創設についての方針が示されたところでございます。

今後創設される、特に新たな助成金につきましては、正規・非正規にこだわらず、幅広く支援をされるとのことでございますので、事業者のみならず、労働者一人ひとりにその支援の内容が行き届くようしっかりと周知してまいりたいと考えているところでございます。

県としましても、今後ともアンテナを高くし、国の情報収集に努め、労働者に対する影響を最小限に留められるよう、労働局をはじめとしました関係機関と連携しながら、きめ細やかな迅速な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

原委員

県庁一丸となって、コロナ対策について知恵と工夫と勇気を持って取り組んでいただきたいと思います。頑張ってください。お願いします。

黒崎委員

コロナの質問がずっと続いているんですけど、学校が今日から休みということで、4月の春休みまで相当長い休みが続くわけです。

子供に家でじっとしていてもなかなか無理です。やはり長期の休み、例えば夏休みの対応がどうなのかというのを頭に入れて、大人もいろんな意味で子供への対応というのをやるべきなんだろうなと思います。

これは、それぞれの地域の大人にとっても一つの学習というか、今回初めてこんなことが起こりましたので、子供たちに地域がどういうふうに対応していくのか、これは一つの課題だと思っております。

昨日も、私が住んでおります鳴門の南浜地区の防災訓練がありました。その中で防災の訓練と、実はこういう話が出たんです。休みが続くので、地域で子供たちをチェックする何かのすべがないと駄目だなという話がありました。

これはこれで地域でしっかりとした形を作っていくといけないと思うんですが、例えば子供がとんでもない事故に巻き込まれた、あるいは子供が何か軽い気持ちで何か起こしたりというふうなこともありそうな、無かったらいいんですが、ありそうな気もいたします。これは警察のほうで長期の子供の休みについて、コロナウイルスが原因での休み期間中に、何か特別の対応とか、そういうことをなさっておられますか。そんな予定はございますか。

檜原少年女性安全対策課長

ただいま、黒崎委員から、学校の休校に伴う街頭活動の強化ということで御意見がございました。

県警としましては、普段から子供、学童の見守り活動や街頭活動を行っているところで

ございますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大による休校ということでございまして、委員を含め共稼ぎの家庭の保護者の方など、休校中における児童の安全を危惧されている方が多くおいでることは警察も承知しております。

県警としましては、2月28日の休校決定の通知を受けまして、その日に各警察署に対し、不審者に対する職務質問の強化であるとか、防犯ボランティアと共同しまして、少年の街頭補導活動の強化、またSNS等による被害防止の啓発を指示しまして、学生・児童の安全確保に努めているところでございます。

黒崎委員

分かりました。補導の強化、これは大切なことだと思います。

それとSNSで、携帯で情報を流すということもやられるということでございますので、何も起こらないに越したことはないのですが、それを警察だけに押し付けるわけではないですが、まずは第一次的には家庭の両親が、こういった対応について子供に十分話を聞かせるということが大事なんだろうと思います。

それと子供の関係では、長いこと子供を家庭の中に閉じ込める、あるいは家庭に入らなければいけないような状況が発生しておりますので、こんな時に、例えば児童相談所の関係、児童相談所については毎日が特別な活動といえば特別な活動なんですけど、何か気をつけて活動するような、気に掛かるようなことはありますでしょうか。

石炉こども未来応援室長

今、黒崎委員のほうから、児童相談所の関係で今回の休校等で気を付けるべきことがないか、ということをお話いただいたところでございます。

児童相談所については、日々いろんな通告等に対応すべく対応しているところでございまして、今回の休校に関して特別なということはございませんが、既にコロナ感染が広がっている中で、様々な家庭に対して相談に乗ったり、子供の確認に行ったりということで、児童相談所の職員自身の感染対策もするとともに、きちんとやっていきたいと考えておりますので、日々いろんな情報共有はしているところではございますが、本日も三つの児童相談所によりまして、そういったいろんな対応策についての協議を予定しているところでございます。

また一つ気になる点としましては、これまで学校で子供の安全確認ができていた中で、長期休業に入りますので、長期休暇と同じような状況が発生いたしますので、より慎重に市町村や関係機関とも連携を図りながら、子供に虐待等の兆候がないか、そういったことについてもしっかりと確認してまいりたいと考えております。

黒崎委員

大変よく分かりました。関係機関としっかりと連携を取って、やっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それと、ここは職員の方がたくさんおられますね。皆さんの中にも小さいお子さんが御家庭におられる方がおいでると思っております。

恐らく、今日この質問をしても対応できる場所があるのかな、県民環境部、対応でき

るのかな。例えば職員さんのコロナウイルス対策で休まないといけない人が出た場合に、ちゃんとシフトを組んで、特別なシフトは組めているのか、あるいは普段のシフトの中に入れたらいいですよということなのか、そこのところ分かればお願いします。

板東県民環境部長

実は、本日から実際に休業がスタートしていますので、全体的な話としては経営戦略部、職員体制維持のために指示を出す部局のお話であろうと思いますが、私は県民環境部を預かっておりますので、朝一番に職場内での子育て環境にある家庭に支障が生じてないか、部課長を集めて、まず状況確認せよ、ということで指示をしています。

朝たまたま、子育てしている職員と挨拶をする機会があったので、今日あなた大丈夫ですかと言ったら、うちは今日は大丈夫です、というふうなお話も聞いたりしておりますので、正にリアルタイムで状況が動いておりますので、適時適切に的確に対応してまいりたいと考えております。

黒崎委員

各部の皆さん方よろしく申し上げます。適時、しっかりと対応をしていただきたいと思えます。

それと学校関係の方にお伺いするのですが、先生方が、この長期のコロナウイルス対策で長期休暇、子供たちが長期休みを取るわけでございますけど、先生方、また子供が休みになったので特別の何か対応とか、何かお考えになっておられるのでしょうか。

小倉学校教育課長

長期休業期間中の先生方の対応等について御質問を頂きました。

長期休業期間中でも、教師につきましては通常どおりの勤務となっております。

具体的な仕事の内容として、やはり長期間、子供が学校に来ないということで、まずはしっかりと家庭学習ができるような指示をしておりますし、早いところは既に宿題として出しているところもありますし、あとはそれでは足りないということで、今、正にどういった休業期間中に宿題をやるべきかというもののリスト化を作成しているといったところもあります。

あと、忘れてはならないのが学習面だけではなくて健康面です。

今回の休校要請をしました通知の中では、児童生徒の健康管理表みたいなものを参考につけておまして、毎朝検温するとか、日々の暮らし方をチェックするというシートでして、こういったことも担任が、何日に1回かは家に電話をして確認をとるとか、そういったような日々の児童生徒の見守り状況とか、そういったこともしっかりとフォローするようにお願いをしておるところでございます。

なお、子供たちが学校に通えないとか普段と違ってずっと家にいるということで、ストレスが溜まるのではないかとといった御指摘もあるのですが、教職員のみならずスクールカウンセラーも通常どおり配備しておりますし、何かあれば学校に連絡いただきまして、スクールカウンセラーと個別に相談をするということも可能な体制としております。

黒崎委員

先生方は全員が出ておられるということでございますが、大変御苦勞様でございます。生徒がいなくても何が起こるか分からないというのが子供の世界のことでございますので、今、学校に行けてなくてもしっかりと対応をしていただけますようお願いを申し上げます。とにかく子供はストレスが溜まったら何をするかわかりませんから、くれぐれもよろしく願いをいたします。

それと、企業対応のお話が先ほどちょっと出ました。今朝の徳島新聞だったと思うのですが、子供の面倒を見なければいけないので休職すると。それで7割を補填をしますよというふうな記事が、今日出ておりました。

これは、加藤厚生労働大臣が記者会見でお話をしたということでございますが、この補填をするというのは分かるのですが、例えばどんな手続をして補填されるのかということについては、まだ分からないのでしょうか、どうなのでしょう。

高石労働雇用戦略課副課長

新たな助成金についての御質問でございます。

今後もアンテナを高くして情報収集に務め、この新たな助成金について速やかに周知できるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

黒崎委員

まだ、ですから手続的なものは分かってないと、今からということですね。はい。これ新聞に出ましたので、頼りにする方が随分とおられると思いますので、広報のほうをできるだけ早めに、どんな手続をすれば頂けるのか、そのあたりをしっかりと早めをお願いしたいと思います。

扶川委員

先ほど学童保育の話が出ました。この数字というのは学童保育のない市町村で、例えば児童館などを活用している場合もあるのですが、それも含めての話でいいですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、扶川委員のほうから御質問を頂きました。

先ほど申しあげました数字につきましては、放課後児童クラブの数字についてでございます。

扶川委員

そうしたら、そういうクラブが特に無くて、児童館で日頃対応しているところもありますよね。私も地元の学校の父兄の方に若干、自分で情報を集めてみたのですが、大きな子供をお持ちの親御さんは、一度家にいてもらおうと。児童館なんかに行くと感染したら困るから。小さな子供はやっぱり家に置いておくわけにはいかないから、児童館に預けようという人もいるわけですね。

そうすると学童保育だけではなくて、その他の、放課後、親がいない時の対策を学校サ

イドで捉えている施設についても、学校の先生が応援に行かないといけないと思っているのですね。先ほど応援に行けるようになったというのは非常に喜ばしいと思うのですけれども、このあたりはどういうルールになっているのですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、扶川委員のほうから御質問いただきました放課後児童クラブにつきましては、先ほども御説明させていただきましたように、共働きの御家庭をはじめといたします、普段、御家庭に親御さんがいらっしゃらないお子さんを預かるという趣旨で進めているものでございまして、こちらにつきまして今、文部科学省と厚生労働省のほうで連携をいたしまして、その手当てをできるように努めているところでございます。

一方で、今お話にございます児童館と申しますと、今委員からも少しございましたが、18歳未満の全ての子供たちを対象といたしまして、学童と違いまして誰でもが出たり入ったりできるというような状況になってございます。

そうして、社会的なイメージと申しますか、実質的な役割が少し異なっておりますものですから、今、現状といたしましては、通常どおりの運営をして開けている所も多いのですけれども、できるだけこういう際ですから、来館を控えていただくとか、そうした御案内をしている市町村もあるように聞いております。

扶川委員

私の地元では児童館を開けますということなのですよね。やっぱりそこでどうなるかちょっと心配なのです。

それから学童保育もそうですけど、こういう児童館も含めて、子供さんが寄ってきたら、相互に感染しない対策があるでしょ。全員マスクをしていただかなければいけないだろうし、手洗いの徹底とか、それなりの指導が必要だろうと思うのですよ。そのあたり、状況把握されていますか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、児童館、放課後児童クラブ等におけます感染拡大防止のお話について御質問いただいております。

委員、今お話がございましたように、感染を防ぐための方法がいくつかございまして、例えば、^{ひまつ}飛沫感染であれば、マスクもその一つでありますし、いわゆる咳エチケットとしてのマスクでありますとか、あとは接触感染を防ぐための、手洗いの励行といったところで、そうした基本的なものをこまめにすることで、防いでいけるものと考えております。

実際マスクにつきましては、今お声として聞いておりますのは、やっぱり十分ではないというお声も聞いていらっしゃるところでございます。もちろん実施主体は市町村でございまして、その窮状につきまして市町村のほうにお話をされているといったところもある状況でございまして。

例えば、申し上げました咳エチケットをしっかりとすることでマスクの代わりにするであるとか、またアルコール消毒なんかにつきましても、アルコール消毒がなかなか手に入らない場合はきちんと石けんを使って十分に手洗いをして、感染を少しでも防ぐようにして

いるというふうな声も聞いているところでございます。

扶川委員

できることを一生懸命やることしかないのでしょうか、備蓄が足りないとする、これは非常に大変なことだと思うのです。マスクについては北海道に対して首相が援助すると。いいことだと思いますけど、これってそもそも全国の都道府県の過不足の状況というのを把握した上で取られている対応なのですか。徳島の状況なんかは国に報告しているのですか。

頭師保健福祉政策課長

ただいま、全国のマスクの状況、それを国が集めているのかということでございますが、国の情報収集のことにつきましては、私どもでは今のところ把握はしておりません。

扶川委員

これ、実は危機管理部のほうに電話でも聞いたのです。そしたら県がいくら備蓄しているか教えてくれないのですよ。バカな話ないですよ。足りているのか足りていないのか、いざとなったら県が支援することができるのかできないのか、そんなことも分からなくてどうして議論できますか。こういうことの情報隠しては駄目ですよ。

足りないなら足りないで、どうするかということの対策をとらなければいけないし、足りているなら足りているで支援しなければいけないし、そのあたりの情報が表に出てこないというのは、私はおかしいと思うのです。

部長の話や文教厚生委員会のほうの委員外質問の中でも議論しましたが、姿勢がどうかということまで非常に気になります。それで今、申し上げたように、せっかく子供さんを休ませても児童館とか学童で罹患してしまって、実際怖いのは、その子供たちがお家へ帰った時にお年寄りがいて、そのお年寄りに感染してしまうと致死率が高いです。

子供は0.何パーセント台ですけど、中国のデータでは80歳を越したら15パーセント近い死者が出るという致死率、大変なことですよ。そこにこそいわば命を守るための直接の手立てがなければいけないと私は思うのですよ。

ちょっと、今日は正式の委員ですので40分やらせていただこうと思うのですが、戻って聞きます。

大阪のライブハウスに行っていた女性が高知に帰って感染しましたが、例えば、これは大阪の女性だけではないですけど、その逆もあると思うのですが、大阪で感染した人が徳島に来ていたということもあり得ると思うのですよ。この都道府県を越えた感染者の移動、ルートや経路というのは全国的に情報交換しているのですか、教えてください。

戸川健康づくり課長

今回の新型コロナウイルス感染者に対しての情報共有という話だったかと思います。

今、大阪のライブハウスで発生したということの具体例がありましたけれども、仮にこの中での濃厚接触者が、どういった方々がおられるかということにつきましては、大阪府のほうで調査がされるところでございます。

その調査の中で徳島県の方がおられるということが分かりましたら、徳島県のほうに連絡が来るということで、そうしましたら徳島県のほうでまた調査に入るというシステムになっております。

扶川委員

今のところ大阪のライブハウスで感染した人が徳島県にいたかいなかったかということでは、いないということで確認しておりますね。

戸川健康づくり課長

現時点で、そういった連絡は来ておりません。

扶川委員

そうしたら、全国各地の感染者が900人ですか、いる。その人たちが他の県を訪問したデータがあったとすると、それは全てちゃんと連絡が行くような仕組みになっているのですか。

戸川健康づくり課長

濃厚接触者という形で、健康観察を行う対象となる方がおられれば、徳島県のほうに連絡が来るというシステムになっております。

扶川委員

例えば、濃厚接触者じゃなければいいのですね。藍住の方なんかも、空港に行くまでシャトルバスで移動したという話があります。その方が乗っていたシャトルバスの方は、濃厚接触者ではないのかなという、濃厚接触者には当たらないということで、徳島県にはどこからも連絡は来ていないですね。問合せは来ていないですね。

戸川健康づくり課長

今、シャトルバスの話が出ましたけれども、クルーズ船の関係でいいますと、国のほうで検査を受けられて陰性という形で下船されたということでございます。

下船された後も、この方々につきましてはマスクを着用して、移動するということをおっしゃっておりまして、そういった点では濃厚接触者ではないということで認識しているところでございます。

扶川委員

そこまで言ったらきりがいいのかも分かりませんが、実際はマスクをしていても、ちょっとバスの手すりでも触って、その手すりを別の方が触った、そうしたら感染してしまうのではないですか、殺菌ができていなかったら。1回でも口に触ったらそうなりますよ。だから本当に、それだけなのか。感染者については今、言われているだけなのかというのはテレビでもこれは何万人もいるに違いないとか、いや何十万人だみたいな散々なこと言われています。

そういう恐ろしいことが起こっているかも分からないということを前提に、対策を考えるのが危機管理だし、だから学校も全部、休校にしたのだと思うのですよ。そういう点でいうと、私は検査についても甘いのではないかと思います。疑いがあればどんどん検査すればいいのに何でしないのか。可能性があればですよ、疑いではなくて。それがよく分からない。今、徳島県下で検査した数は何件ですか。

戸川健康づくり課長

委員のほうから検査件数の質問でございます。

昨日までの件数でいいますと27件となっております。

扶川委員

1日に検査できる検査能力というのは何件になっていきますか。

戸川健康づくり課長

現時点では最大ということで行きますと、これは物理的という数字でございますけれども、72件という数字になります。

扶川委員

さらに3台になったら増えるわけですよ。全然、稼働していないじゃないですか。遊ばせておく意味はどこにあるのですか、何のために整備したのですか。小松島西高校の方もクルーズ船で帰った方も、それから今、37度台の熱が長く続いて不安な方も、場合によってはどんどん検査すればいいと思います。

クルーズ船の4人なんて、検査していないのは絶対間違いですよ。それを知事が要請したとか要請しなかったとか、そんな中途半端な姿勢では国民県民の健康を守れるのだろうか、その点については私非常に不信感を持っています。もっと積極的に検査をすると、検査機器が足りなくなるような状況に備えて体制をとっておるのでしょうか、今は足りていないじゃないですか。今のうちにはできるではないですか。何でやらないのですか。やることについては何か、問題があったら教えてください。

戸川健康づくり課長

検査についての御質問でございます。

検査につきましては、今回の件に関しましては国からも示されているような案件に照らし合わせまして、検査対象になるかどうかというところを判断しております。

また、広く医師の総合的な判断ということも加わっておりますけれども、そういった点も含めまして、医師と保健所のほうとの確認をいたしまして、その中で検査を受けるべき方というのがありましたら検査をしているという現状でございます。

扶川委員

質問に答えていただけていませんけど、今の機器を最大限に生かして検査に応じるということで何か不都合があるのですか。

戸川健康づくり課長

検査につきましては、その状況、今回の検査に当たるかどうかということで、適合するということになりましたら、検査をしているところでございますので、不都合があるかないかというところではなしに、それが合致しているかというところで検査をしているところでございます。

扶川委員

とにかく正確な情報、できるだけ安心感につながる情報を出していく必要があるわけですよ。だから検査しないで放っておくというのは不安をあおるだけなんですよ。

インターネットを見ると、勝手にこの人たちはこんなに動いたみたいなことを推測するようなものが流れていますよね。それこそ差別とか変なパニックにつながっていくので、情報を正しく発信するのがパニックを起こさない基本だということです。

今日の新聞にも載っていましたが、全くそのとおりだと思います。

差し支えないのであれば、もっと積極的に検査すべきだということを意見として申し上げておきたいと思います。

鎌村保健福祉部副部長

ただいま、新型コロナウイルス感染症につきましての検査体制というふうなところで御質問を頂いたと思っております。

この検査につきましては、リアルタイムPCR検査と呼ばれるものでして、先ほど課長のほうがお答えさせていただきましたように、検査機器につきましては3台体制となりましたところで、当初は20検体ということでありましたけれども、体制としまして人員体制を含め、拡充を進めてきたところで72検体となったところでございます。

こちらにつきましては、最大限の実施可能数というところですので、試薬等を含め確保に努めているところでございます。

検査につきましては、実際に医療機関等を受診していただくに当たりましては、直接行きますと、やはり感染拡大であったり、いろいろなことに気をつけていただくということで、まず保健所、こちらが帰国者・接触者の相談センターということで24時間対応しておりますので、最寄りの保健所のほうに御相談していただいた上で、こちらにつきましては医療機関を受診された場合、直接の場合につきましても、保健所のほうで対応させていただきました上で、このPCR検査を受けていただくかどうかという判断基準につきましては、国のほうから示され、現在のところは戸川課長が申しましたように、当初は中国等、特に一番最初は武漢からの帰国者、それから段々拡大していつているわけなんですけれども、そういった濃厚接触者以外の方で医師等の総合的判断、診断等に基づいてこちらのほうについても、できればまずインフルエンザでないかどうかとか、簡易検査等もございますので、総合的に診断していただいた上でコロナの疑いというふうなところでこちらのほうにつきましては、最近特に全国的に接触感染等も、というふうなところもありますので、件数も増えており、この検査をしていただいて対応している。これについてできるところというのが、やはり一般的なものはインフルエンザの検査ですとマスクをしていた

だいて、こちらやはり感染力が強いですので、十分気をつけていただいて、先生方を取っていただいてその場で簡易キットということなんですけれども、現在コロナの疑いの場合ですと、きちっとした個室で換気のできる、あるいは陰圧室等で防護体制をとっていただいた方によって検体を取っていただくというふうなことになっておりますので、慎重にやっていただき、これが今、県内では8か所というふうなことで、先日御報告させていただいているところなんです、取っていただいた上で、本県では保健製薬環境センターのほうで一括して、1か所でしかできませんので、こちらのほうで対応させていただいているということで、慎重に各医療機関そして県医師会のほうでも先般、対策本部が立ち上げられたところで、先日医師会員の皆様宛にこういった形で受診、そして相談して検査のほうの流れ等についても、詳しく分かりやすく流していただいたところがございますので、しっかりと引き続き連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

扶川委員

十分納得できる御答弁ではありませんが、時間が無いので、先ほどちょっと質問する中で詰めて聞くのを忘れましたが、児童館みたいなところで人手不足になった場合も学校の先生が応援してもよいのですね。それだけちょっと教えてください。

飯田次世代育成・青少年課長

今、扶川委員から児童館における学校の教員の活用について御質問いただいております。先ほども申し上げましたように、放課後児童クラブが、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対する事業であるというもの、そして児童館が、18歳未満の全ての子供を対象とした学び、生活の場として誰でもが入れようように解放しているといった事業の性格がございます。

現時点におきましては、教員の活用については、放課後児童クラブについてということで、文部科学省及び厚生労働省から話を頂いているところでございます。

扶川委員

やはり駄目という話ですね。分かりました。それと高齢者対策のほうですけれども、これも事前委員会で申し上げましたが、高齢者の施設で感染者が出るようなことになると、大量の死者につながりかねない。それで防護策を完璧にとっておかななくてはいけないわけですけれども、そのための資材、それから万一発生した場合のことも考えないといけないのでそのための資機材というものが必要ですよね。どの程度把握されましたか。

重田長寿いきがい課長

高齢者施設についての質問でございます。

委員のおっしゃるとおり、高齢者施設につきましては、発生した場合には特に重大な影響があるということで、普段からうがいや手洗い、あるいはマスクの着用、それからアルコール消毒等による感染防止対策というのはもちろんのことですけれども、緊急やむを得ない場合を除きまして、面会を制限するほか、職員とかあるいは委託業者等の施設内に立

ち入る方につきましては、体温を計測いたしまして、発熱が認められた場合には出勤や入館を断るなど感染経路を遮断するための、持ち込まない対策等に取り組んでいただいているところでございます。

また、入所者等で発熱等がみられる場合には、帰国者・接触者相談センターのほうにも連絡をして、指示を受けることとしておりますし、またその場合におきましても、例えば入所者は原則個室のほうに移っていただきまして対処をすとか、あるいはマスクを着用するなど、高齢者あるいは入所者とその他入所者の介護等につきましても、可能な限り担当職員を分ける等についてお願いをしているところでございます。

資機材の関係の御質問もございましたけれども、マスクとかアルコール消毒の分等につきましては、各施設等備蓄の状況等の把握に努めているところでございます。

扶川委員

何日か前に、もうあと2,000枚とかいう数値がありました。実際足りなくなっている所もあるのではないかと思うのですよね。こんな状態ではもしそこで発生した場合に絶対足りないですよ。そうすると、それこそどう対応してよいのか分からなくなると思うのです。

そういう最悪のことも想定して、一刻も早く資機材を全ての社会福祉施設に配置をすべきである。そういう時こそ県が備蓄している物を手当てしないといけないわけです。さっきも申し上げたその手当できるものがあるかどうかとも明らかにしないと、馬鹿馬鹿しくて話にならない。

そのあたりは危機管理部とも密接に連携を取って、万一の事が起こったときに不足があって手が打てないなんてことに絶対にならないようにしていただきたいとお願いしたいと思います。

頭師保健福祉政策課長

まず、先ほど長寿いきがい課長のほうから高齢者施設の対応状況、また調査の状況のお話もありましたが、現在のところまだ調査中ということではございますが、回答が返ってきているところから推計値という形で出しますと、まずマスクであれば、あと何週分ありますかということで申しますと、概ね各施設平均的に10週分というような、今、これは推計値で、飽くまでも試算した推計値でございますが、回答を得ているところでございます。

それから続きまして、県の備蓄での対応というお話もございました。県の備蓄は全庁的にやっております。保健福祉部でいえば、保健所の職員が重症患者の搬送の際の使用物品であると、また加えまして、その帰国者・接触者外来、それから感染症指定医療機関で不足の生じる可能性があるということで、その不足の場合に備えておく必要があるものがございます。

ただ、しかしながらそのマスクの品薄の状態というのが、まだ改善がみられないという状況でもございます。各社会福祉施設の団体等からも危機感が高まっているということで伺っておりまして、この点につきましては危機管理部など関係部局と十分協議してまいりたいというふうに考えております。

扶川委員

10週分あればとりあえずは何とかなるのか、その間に補填されるかも分からない。そうすると県の備蓄もさることながら、施設同士で融通をすとか支援し合うとか、もし発生した時には、もちろん集中しないといけないのでしょうか。

柔軟な対応を求められると思いますので、失敗がないように徹底してほしい。マスク、エプロン、ガウン、手袋、ゴーグル、消毒用のアルコール、次亜塩素酸ナトリウム、それから糞便なんかも感染になりますから、ペーパータオルとかいろいろな物が必要になると思うのですよね。どの備品とか資材についても対応できるように、それからあらかじめ隔離するための部屋も決めておいて、隔離するために有効な方法があると思うのですよね。それなんかも助言してあげて万全の体制をとってあげてほしいと思います。

それから、一人暮らしの高齢者とか高齢者だけの世帯とか、外にいる高齢者に対してもきちんとした対応をしないといけないと思うのですが、これについては、例えばデイサービスとかショートステイしていたり、ホームヘルプサービスを受けたりしているわけです。

そういう方々がもし熱を出してしまうようなことがあると、施設のほうに受け入れたら駄目なので、受入れをストップしなさいという事務連絡を、私も一通り読ませていただいたのです。そうなっていますよね。その受け入れられなかった方はどうなるのか。自宅で孤立してしまうのではないかと。そこは非常に心配なのです。だからショートステイとかデイサービスに行くはずだった期間に家にいるのだったら、それを埋める何らかの手立てがいると思うのです。それはどんなふうなことを考えられているのですか。

重田長寿いきがい課長

ただいま、委員のほうから、在宅でいらっしゃる方が発熱等があった場合の対応ということでございます。

確かに、発熱等がある方でショートステイとか、デイサービスとかを利用される方につきましては、事業所あるいは居宅介護支援事業所等々で相談をしながら、あるいは保健所と相談をしながら、デイサービスの利用ではなくて訪問介護等で対応ができないかどうかということ、連携して取り組んでいくような形になると考えております。

須見委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(12時01分)

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時02分)

扶川委員

今、休みにニュース見てびっくりしたのですが、愛媛でも100人のコンサートに参加していた人が陽性になったらしいです。

もう1回尋ねますけど、この100人の中に徳島県人がいなかったかどうか、大阪にしっかり確認しているのです。こちらから。

戸川健康づくり課長

現時点では、大阪のほうからこの中にいたかどうかという連絡は入ってきておりません。

扶川委員

だから、こちらから照会をかけて聞いていますかと聞いている。

戸川健康づくり課長

こちらから連絡をしているのかということにつきましては、聞いておりません。

扶川委員

聞いてほしいです。当然聞いてもらわなかったらね。もし行っていたら相談くださいなんてことマスコミで流していますけど、それはそれでいいですけど、こういう時はさっさと聞くべきです。

それから、午前中にも申し上げたように、徳島に感染者が来ていたかどうかの情報も手に入れなくてははいけません。これは一つの県でできないと思うので、国にそういう情報交換をスムーズにするように意見を挙げていただきたい、いかがですか。

戸川健康づくり課長

新型コロナウイルス肺炎に関しての情報につきましては、国のほうに情報共有についての統一的なルール作りというお話でございます。

徳島県といたしましても、今回のこのコロナウイルスについての対応とか、情報につきましては、非常に注視しているところでございますので、いろんな情報共有というのは非常に大切なところと認識しております。

国のほうに対しましても、迅速な情報共有というところにつきましては、申し上げているところでございますので、引き続きこういった徳島県に関係するような事案があれば、すぐさま情報が頂けるような、全国都道府県に対しまして、情報共有が図られるようにしてもらいたいということにつきましては、ずっと言い続けているところでございます。

扶川委員

いっぱい言いたいことあるので、もう言えませんが、困っているのですが、先ほどの児童館の話、これも昼のニュースで出ていましたけれども、場合によったら空き教室を使っても良いと、国の方針ですから、徳島県も児童館には先生は協力しないなんていうのではなくて、困っている小さなお子さんを抱えている共働きの方から申し出があった場合には、教室を活用して教師が面倒みるという体制を取るべきだと思いますがいかがですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、扶川委員のほうから御質問を頂きました。

委員からもお話がありましたとおり、今、時々刻々と状況は変わっているところでございます。県といたしましては、市町村をはじめ現場との連携を密にいたしまして、しっか

りと適時適切に取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

いろいろ聞きたいことあるのですが、一般病院でいざという時に感染者を引き取らなくてはいけない、その体制づくりも万一に備えてしておかなくてはならないけど、現況はどうなっておりますか。

戸川健康づくり課長

新型コロナウイルスが蔓延^{まんえん}してきたときの医療機関での対応についてのお話かと思えます。現時点ではそこまでには至っていない状況ではありますけれども、もし万一これが拡大していった感染者が増えてくるというふうな状況にもなるんだというふうに考えていかなければなりません。

そういったことを踏まえまして、国のほうからは一般医療機関における受診ということについても対応しなければならないし、県としましても考えていきなさいというふうな通知も来ておりますので、当県といたしましても、そういった形になることも想定いたしまして、一般医療機関でこういった形で受診ができるのかどうか、そういうところにつきまして県医師会と相談をしていくというところでございます。

扶川委員

文教厚生委員会では、今何床あるという数字が出ていましたけど、これからどれだけ確保できるのか把握して、即座に情報公開をして説明をしていただきたいと思えます。

先ほどの孤立老人みたいなところに対する対策ですけど、私最近、県の老人クラブ連合会に取材に行っていたのですけれども、老人クラブ連合会が友愛訪問というのをやっておりますが、これもコロナの影響でストップしているわけです。

地域に孤立している高齢者に対して、これでは誰が見るのかという心配が出てくる。必ずしも介護認定を受けていなくても、高齢者は孤立させてはいけない。

そこで、それを把握する立場であるそれぞれの地域包括支援センターに頑張っていたかなければいけない。そういう話をして、地域のお年寄りの状況把握に努める必要があると思えますが、いかがですか。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま扶川委員から、地域における高齢者の見守りについての御質問を頂きました。

まず、地域の特に一人暮らし等の高齢者に対する平時における見守りについてでございますが、これにつきましては、委員からもお話いただきましたように、老人クラブの友愛訪問活動はもちろんですけれども、それ以外にも民生委員の皆様、NPO法人等によりまず訪問活動も行われております。

このほか、県におきましては、日常業務において、地域の住民と触れ合う民間事業者との間で、高齢者等の見守り活動に関する協定を締結いたしまして、地域での見守り体制の強化を図っております。

さらに、市町村や地域包括支援センターにおきましては、こうした見守り支援を行う関

係機関、関係団体との連携により見守りネットワークの構築が推進されておりまして、公的なサービスとボランティアと地域活動が組み合わさった形での、生活支援の充実強化に努めていただいているところでございます。

この度の新型コロナウイルス感染症の感染予防策が徹底される中、それぞれの見守り活動についても何らかの影響が少なからず出ていることは承知しておりますけれども、各地域の高齢者の見守りネットワークにつきましては、非常時におけます孤立化の防止への平時からの備えともなっております。緊急時における市町村の連絡はもとより、こうした感染防止に配慮した対応といたしまして、訪問はできなくなったけれども、日ごろからの顔のつながりの中で電話での声掛けへの変更ですとか、それぞれのネットワークを生かした相互支援等につながっているところもでございます。

いずれにいたしましても、今最優先すべきは一人暮らし高齢者の皆様、そして支援者の皆様双方の命と健康を守ることが重要であるという認識のもと、引き続きそれぞれのフェーズに応じた最善の策を関係者の皆様とともに、講じてまいりたいと思っております。

扶川委員

少しバックしますけれども、検査を積極的に進めるべきだということを私は申し上げたのですが、検査について照会があったのだけど断ったという数は出ていますか。

鎌村保健福祉部副部長

ただいま、PCRの検体検査ということでございますけれども、この検体の要請採取、検査の要請につきましては、まずは先ほど申し上げましたように保健所のほうへ一本化させていただいております。

混乱をしないように、そして感染拡大の防止のためということでございますので、保健所のほうに御相談していただいたうえで、PCR検体の検査を円滑にさせていただくというふうなことで、現在八つの専門外来ということで帰国者・接触者外来のほうで適切に取っていただくというところに結び付けております。

ですので、当初、国のほうからは、こういった適応基準というところが現在医師の総合的な判断まで広がってきているということでございますので、そういったところが適切に行われるようにということで、現在医師会等とも連携しながら取り組んでおりますので、具体的に本当に必要な方というふうなところで、現場のほうでは医療機関そして保健所のほうとともに、適切に取り組んでいただいていることと思っております。

扶川委員

今の検査の申し出に対する対応ですけど、お医者さんの主観でどうこうなるのではなくて、やはり客観的にお医者さんが必要だという何らかの判断基準があるのだと思うのですが、名前とか地域とか出さなくていいですから、検査をして、こういう結果だったという情報も県として発表すると同時に、こういう方については検査に至らないのだということが分かるような情報発信をして、混乱が起こらないようにしていただきたいのですが、それだけ最後に聞いて終わります。

戸川健康づくり課長

今、委員のほうから、県民が混乱しないように情報発信をしてくださいというふうな件だったと思います。

我々といたしましても、県民の皆様が安心して生活をしていただける、徳島県民の健康を守るということで日々取り組んでおります。

そういったことで、情報公開につきましても我々ができるところは情報発信していきまして、県民の皆さんの不安が少しでも解消できるように努めていきたいと考えております。

古川委員

今年度最後のこの委員会での質問になりますので、私のほうからも何点か全般的に簡潔にお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

冒頭に説明報告がありました減額の補正の関係で2点ほどお聞きしたいのですけれども、児童の措置費が8億円余りの減額になりましたが、部長からは直接国のほうから補助金が出たのだという説明だったのですけれども、どういう予算を計上していて今回どうなったのか、詳しく教えてもらえますか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員のほうから児童措置費の減額についての御質問を頂いております。

今回、児童措置費につきましては、8億919万2,000円の減額をお願いしているところでございます。

中でも、児童保護措置費ということで8億721万円と、この部分がほとんどを占めているところでございまして、こちらにつきましては事業といたしまして、子ども・子育て支援法に基づきまして、教育保育の実施に伴う経費について負担と。分かりやすく言いますと保育所とか認定こども園の運営に係る部分の費用について積んでいるものでございます。

こちらにつきましては、実は今年度、昨年10月からなのですけれども、国の幼保無償化が始まるといった際に、お金の流れというのが分かっておりませんでしたことから、国の無償化の対象となります認可外保育施設への一時預かりの利用料の公費負担というのをあらかじめ計上していたわけでございます。

それが実際のところ、スタートしましたら国が直接補助ということで、国から直接市町村のほうへ流れるということになりましたので、県として積む必要がなくなったということで減額をさせていただいているものでございます。

古川委員

児童養護施設の分は入っていないのかというのが1点と、財源内訳で見たらほとんどというかこの部分は一般財源で積んでいたのかなと思うのですが、これは交付税措置にされる予定だったのが直接みたいな感じですか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、課長のほうから説明した費目につきまして、児童養護施設の措置費の分につ

いても金額は含まれております。

但し、減額については、どちらかというとな単価のアップによりまして、児童養護施設への措置費についてはアップしておりますので、減額分には含まれておりません。

飯田次世代育成・青少年課長

後段の御質問についてでございます。

当初予算の編成時におきまして国の国費分について、国がどういうふうな形でお金のスキームを行うかというのは不明だったものですから、間接補助のことを想定いたしまして県費として積ませていただいておりますが、直接の補助となりましたので補正をさせていただくというものでございます。

古川委員

もう1点、減額の教育委員会の生涯学習課です。放課後の子供教室推進事業費、これも1,500万円余り減額されております。

先ほども、学童保育放課後児童クラブの関係も議論がありましたけれども、学童保育のほうと放課後児童クラブのほうと放課後子供教室と連携して、しっかりと確保していきなさいということが国のほうからも出ていると思うのです。

これも今まで何度か委員会でも質問させてもらいましたけれども、今市内の一部ではなかなか学童保育もフルタイムで働いている親御さんの子供は預かってもらえるのだけど、パートの子供さんまではキャパシティが無くてなかなか預かってもらえないとか、そういうような声も聞かれていますので、教育委員会のほうもしっかりと確保していただきたいなと思っているのですけれど、逆にこの今年度に執行できた額、またどれだけ進んだのかというのを教えていただけますか。

倉橋生涯学習課長

放課後子供教室につきまして、今年度どれだけ執行できたのかとの御質問でございます。

今年度、当初予算におきまして5,141万7,000円をお認めいただいております。それで今回市町村のほうの所要見込み、これに伴いまして減額補正をお願いしておりますところでございますが、今回の所要見込みといたしましては、3,588万6,000円となり、1,553万1,000円を放課後子供教室事業で減額する形をお願いいたしております。

古川委員

私も当初の予算額を押さえてなくて、半分ぐらい落としているのかと思ったのですが、かなり進めてはくれているのかなと認識しましたので、引き続き頑張ってくださいと思います。

続きまして、内容を変えまして、今回の税制改革の中で、今まで日本のひとり親に対する寡婦控除というのが認められていなかった。死別とか離別の場合は認められていたのですけれども、未婚の場合は認められていなかったのですけれども、今回、婚姻の有無とか性別に関わらず適用するようになったというふうに変ったと思います。

これは、公明党が数年前にこういう問題を指摘して、何年か掛けて地道に実現ができた

ところでございます。

事前の委員会でも、ひとり親家庭の自立促進計画の案も提示をされまして、六つの基本目標の中で経済的支援の充実というのも掲げられておりますので、こういった施策というのは非常に重要ななと思っております。

つきましては、徳島県内におきまして、この未婚のひとり親家庭で寡婦控除が認められるのはどれぐらいの世帯数になるのかということと、あと、この部分で県の役割というのはどういう部分があるのか、この2点教えていただけたらと思います。

石炉こども未来応援室長

ただいま、古川委員のほうから今回の税制改正におきまして、未婚のひとり親に対する寡婦控除が認められた件について、まず世帯数についての御質問を頂きました。

こちらについては、個々それぞれ未婚のひとり親ということで、非常に確認が難しいところもございまして、世帯数を正確に把握はできておりませんが、今年度税制改正のつなぎの措置としまして、臨時特別給付金を交付しておるところでございます。

こちらにつきましては、令和2年1月31日時点の支給実績といたしまして、県が所管します町村分、そして市のほうの福祉事務所で所管している分の実績としまして、約400名弱の申請に基づきまして交付しているところがございますので、概ね同じぐらいの世代数について対象になるのではないかと思います。

続きまして、県としての役割ということで、今回の臨時特別給付金につきましても各市町村と協力いたしまして、しっかりとこの制度を活用できるように、それぞれの未婚のひとり親の方に制度が届くようにということで、給付金については特に申請制度でございますので、しっかりと制度が届くように努めてきたところがございますので、来年度の税制改正につきましても、そういった制度改正がひとり親の方等に届くように、しっかり広報してまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。はっきりした明確な数字は分からないけど、400名ぐらいがニアリーだろうということ、またしっかり周知に努めていくということがございますので、この点お願いをしておきたいと思えます。

もう1点でございますけれども、昨年12月に母子保健法が改正されたと思えます。

産後ケアの事業を義務化する、努力義務化かな、ということで産後ケア法という通称もついておりますけれども、来年12月ぐらいまでに向けて施行していくということで成立いたしております。

先月、子供子育てに関する研修に、今の現代的な課題という研修を受けてきたのですが、その中で人間の子育ての仕方、人間は本能的に子育てがインプットされているのではないと、学習して真似て学んで覚えていくということを言っていました。

あーそうなんだなと思えました。また子育て中に孤独感とか不安感が高まっていくというのは、出産後に女性ホルモンの中に、そういうようなことを促すような物が多く分泌されていくというようなことで、不安感や孤独感が高まるのは、種を育てていくための一つのシステムなのかなというふうにも受け取りました。

今、世の中、核家族とか、ひとり親とか、そういう形で社会とのつながりも希薄になっているという中で、出産後に孤立してしまうと子育てがうまくいかないということで、これが大きな現在の児童虐待にもつながっているというふうに感じたところでございます。ですので、こういった産後ケアの事業をしっかりと進めていくということが、非常に重要なことではないかなと感じております。

ということで、今回この改正母子保健法が成立しまして、改正の内容と、県はどのような取組をしていくのかということをお教えいただけますか。

戸川健康づくり課長

ただいま、委員のほうから産後ケアの母子保健法の改正に伴います、産後ケア事業についての御質問だったかと思えます。

ただいま、委員のほうからも御説明がありましたように、正に産後のお母さんにとりましては、心理的にもストレスを抱えているということもございまして、これに寄り添い支援するというので、この産後ケア事業ということを行っているところでございます。

そこで、産後ケア事業につきましては、今回法律の改正ということにつきましての内容でございますけれども、これまでは予算事業という位置付けでありましたけれども、今回の母子保健法の改正によりまして、母子保健法上に規定するというので、実施主体は市町村でありますけれども、事業の実施を努力義務として位置付けるというものでございます。

現行の予算事業におきましては産後4か月までとしている支援対象を、これを産後の1年まで広げるという内容でございます。

実施主体は市町村と先ほど申しましたけれども、徳島県といたしましては、実施主体となる市町村が産後ケア事業の実施を円滑に進められるよう、会議とか研修会などを行いまして、この事業を支援していきたいと、こういった事業内容につきまして、情報共有しながら補助事業等の使用についての説明だとか、情報交換しながら各市町村につきまして説明をして、それぞれの市町村において取り組んでいただけるよう、県としてはサポートしていくと、そういうものでございます。

古川委員

県は、しっかりサポートして市町村が事業主体ということでサポートしていくということなのですが、もう少し産後ケア事業というのは、どんなものを市町村がしていくかという部分を教えてほしいのと、全国の事例集の中に数箇所の全国の事例が紹介されているのですが、その中に鳴門市の事例が入っているのですね。

鳴門市が本当に全国で最先端の取組をしているということで、鳴門市の事例が入っております。このあたりの鳴門市の事例というのもどんなものをしているのか、これを全県に横展開していくというのは大事かなと思うのです。そのあたりについて教えてください。

戸川健康づくり課長

産後ケア事業につきましての説明ということでございます。

産後ケア事業につきましては、病院や診療所などの空きベットを利用し、休養の機会を

提供する宿泊型だとか、支援者が母親の自宅等に赴き、心身のケアや育児のサポートを行うアウトリーチ型、それと保健センターなどの施設に母親が来所して、個別や集団で相談ケアを行うデイサービス型、この3種類がありまして、原則として利用料を徴収するというものとなっております。

その中で、鳴門市のお話が出ましたけれども、鳴門市につきましては、この中で産婦健診健康診査ということで実施しております産後2週間の健診ということで、実施しているものでございまして、産後鬱^{うつ}の予防だとか、新生児への虐待予防等を図るために産婦健診診査に掛かる費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援ということを整備する事業、こちらにつきましては、鳴門市は行っているということを知っております。

飯田次世代育成・青少年課長

県民環境部のほうでも、産前産後に関する相談事業を行っておりますので、御紹介させていただきたいと思っております。

子育て期に最もつらいと感じる時期でございますこの妊娠から産後間もない時期に、産後つらいお母様をお助けするというところでございまして、妊産婦特有の不安感それから孤独感を防ぐことを目的といたしまして、産前産後の母親相談事業というものを行っております。

こちら、県の助産師会と連携をいたしまして、大きく二つございまして、一つは電話相談事業、それともう一つは交流イベント事業ということで、事業展開いたしております。

平成30年度の実績で申し上げますと、産前産後の電話相談事業につきましては、1年間で138件といったような電話相談をいただいているところでございます。

また、交流イベントにつきましても開催場所を東部・南部・西部と、県内3か所において開催をしているところでございまして、昨年の実績でいいますと参加者数は3エリア併せて368組、そして相談件数については402組ということで、様々な授乳離乳に関するものでありますとか、子育てに関するものといった御相談、また育児指導なんかも行わせていただいているところでございます。

古川委員

分かりました。まず鳴門市の事例については説明いただきましたけれども、しっかりまた県のほうも分析というか、把握をしていただいて、どうやって横展開していくか、全国で何箇所しか取り上げてないところに入っているわけですので、まず、徳島県から広げていってほしいなど、特に鳴門市内の産婦人科に委託をして協力関係を結びながらやっているというふう聞いております。

あんまり医療機関に負担をかけ過ぎないということが、大きなポイントかなと思ってますので、できる範囲のところを幅広く連携をとって、ネットワークを広げていくというのが大事かなと思ってますので、そのあたり本当にしっかりと進めて、これが本当に児童虐待を防止する一番の方法かなと思ってますので、しっかり進めていっていただきたいと思っています。

また、県民環境部のほうからも、このあと聞こうかなと思っていたのですが、はぐ

くみプランに盛り込まれている出生率1.8を叶えるために、切れ目ない結婚、妊娠、出産、子育てまでの支援をしていくということで、重点施策にも掲げられていますので、県民環境部のほうもいろいろ電話相談、交流イベント、これは県がやっている事業だと思うんですけども、このあたり市町村もやられていると思いますので、今、現状として県民環境部、保健福祉部両方合わせてなんですけれども、この育児相談というものは、今、電話、交流イベントとありましたけれども、基本的にはどんな形で困ったときにできるところというのはほかにもいくつかあると思うのですね、場所とか、また外部の民間のNPOとかがやったり、いろいろあると思うのですけれども、県全体の市町村も含めた状況というのはどんな形になっていますか。

戸川健康づくり課長

子育てに関しましての御相談ということにつきましては、子育て世代包括支援センターということが挙げられております。

こちらにつきましては、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、各機関と連携、情報の共有を図り、地域の特性に応じて妊娠から出産子育て期にわたる切れ目のない支援を行うということで、機能するものでございますけれども、現在、実際子育て世代包括支援センターという名称で設置されている所につきましては、まだ各市町村全てというわけではございませんけれども、これにつきましては来年度全ての市町村に設置するというところで、県といたしましては各市町村との協力を願っているところでございます。

今現在そういったものが設置されていない市町村についても、そういった名称はないもののその中では子育ての分野と、それから母子保健の分野、それから生徒の育成の分野それぞれが連携を取って、妊娠期から子育て期にわたる支援につきまして行っているものでございますので、切れ目のない支援を行っているというところで御理解いただけたらと思います。

飯田次世代育成・青少年課長

そのほか、委員も御承知のとおり、県内にございます子育て支援拠点などにおきましても、母親の御相談事とかにしっかりと対応しているところでございます。

古川委員

県また市町村また民間、もう1回包括的に洗い直すというか、もう1回ピックアップしていただいてネットワークを作って、またできていないところがあればそのあたりをカバーしていただければ、もう1回見直してこの育児相談支援のところを構築していただきたいと思いますと思います。

日本版のネウボラなんかは、市町村が主体的にやっていると思いますし、そのあたりが一番中心になってほしいところではあるんだと思うんですけども、まだ立ち上がってない市町村もあるだろうと思います。そのあたりの支援も含めて進めていただきたいと思います。

もう1点、今回の予算の中で新年度予算の中で、チーム育児という言葉が結構出てきているのですけれども、このあたりはどういうようなイメージというか、チーム育児はどう

いうもので、どういうふうなことをしていこうとしているのか、教えていただけますでしょうか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員のほうからチーム育児についての御質問を頂いております。

1990年の初め頃から、この子育てというものが女性だけのものではなくて、男性も育児参画をすると。育児に当時は協力をするというところからスタートしているのですがけれども、イクメンという言葉が始まって約10年ぐらいになって、今、社会が少しずつそうした男性の育児参画についても、これはしなければならぬだろうというような状況になっているところがございます。

今も申しあげましたように、当時は女性がするものであると考えられていた育児に対して、男性が協力するというところであったのですがけれども、これをやはりもう一歩推し進めて、男性も女性と同じように育児に共同して参画すると、その上に現在の問題であります子育ての孤立化とか、そういったものに対応するためには夫婦だけではなくて、もっと頼れるものに頼るんだと、お父さんもお母さんも仕事をしている中で、育児をストレスなく行って、喜びを見出していくためには頼ることが必要だということで、例えば、先ほど申しあげました子育て支援拠点をはじめといたします様々な拠点施設、それからアプリですとか、もちろんロボット掃除機も同じだと思います。

そうしたツールを使いながらできるだけ頼りながら楽しく育児をすることによりまして、先ほど委員のほうからもお話のありました希望出生率1.8というところを目指して、取り組んでいくというような内容でございます。

令和2年度につきましては、予算上はチーム育児応援企業推進プロジェクトということで、チーム育児という取組に御賛同いただけます企業と一緒に、企業のPRも行いながらそうした機運を高めてまいりたい。

また、5月に予定しております子育て支援大賞の部門にも、新たにチーム育児部門というものを設けておりまして、そうした頼りながら夫婦で楽しく育児をして、望む次の子供につなげていくと、そうしたことを盛り上げていくような取組を行ってまいりたいと考えております。

古川委員

事業所等も巻き込んでしっかりやっていっていただきたいと思っております。

先ほど話した研修の中で、ちょっとショックなことを聞いたのは、今、子供さんを育てていらっしゃるお母さんが、とにかく子供を泣かせると児童相談所に通報されるのではないかと、戦々恐々で育児をしているという話も聞きました。子供や赤ちゃんは泣くものなので、それを泣かさないようにするために、どう泣かさないようにしようかみたいな話を聞きまして、これはちょっといけないなというふうに感じましたので、本当に産後ケアと申しますか、そのあたりしっかり取り組んでいっていただきたいなと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

それと、先ほど児童虐待防止、これはしっかり産後ケア、子供さんを育てるお母さんのとにかくサポートが大事なんだという話もさせてもらったのですがけれども、やはり全国的

にいろいろな事件が起きていますので、法的にも国のほうも児童相談所の体制強化ということをしっかり打ち出しておりますので、徳島県もしっかり進めていってほしいなと思っております。

昨年9月定例会本会議で質問させてもらいまして、国が児童福祉司一人当たり40ケースと示しておりますけど、徳島県は大幅に上回って一人の担当が受け持っているという実態がある、これを指摘をさせてもらいました。当然ですが、増員をしていかなければいけないのかなと思っておりますし、また児童福祉司23名のうち経験の少ない1, 2年目の職員が13名、23名のうち13名が1, 2年目の職員、これも過半数を占めている、そういう状況でありますので、このあたりもどうやって長期の経験を積んでいってもらうか、そのあたり2点しっかりと進めていかないといけないのかなと思っておりますので、知事の答弁だったんですけども、再任用や児童相談所のOBなど経験豊富な児童福祉司を配置しているところだと。また今年度新設した児童福祉職、この枠で採用試験の実施をしますと、あとは県内外から経験や専門的な知識を有する人材の確保にも努めて充実強化を進めているところだということ、直接、増員とか配置の長期化というような答弁はなかったんです。

ただ、県の職員の定数もありますし、また職員があまり長いこと勤めるというのも嫌がっているのがあるのかなと推測もしますし、難しいところであると思っておりますけれども、こういうところをしっかりとやらないと、なかなか体制強化にはつながっていかないのかなと思っております。まだ人事課のほうはどういう結果を出すかというのは見えてきていないと思っておりますが、ただ人事課がするにしても部局から要望がないと、人事課が自分たちからというのはなかなかないと思っておりますので、そのあたりどんな形で人事課のほうに要望を挙げていっているのか、今日は本当は主管課のほうから答弁をいただきたいところなんですけれども、主管課が出ていけませんので副部長のほうからどんな形で人事課のほうに要望を挙げていっているかというのを教えていただけたらと思っております。

山根県民環境部副部長

ただいま、児童相談所の体制強化に係る児童福祉司等の体制強化ということで御質問を頂いたところでございます。

当然国のほうからも要請通知文等によりまして、体制強化、県のほうとしても考えていくところでございます。

そういう中で本県におきましても選考試験等々実施しながら、選考採用に努めているところでございます。

次年度につきましては、そういう中で児童福祉司等々、体制強化に関しましてしっかりと臨んでいきたいと考えております。

それと同時に40名体制ということで、順次そのあたりにつきまして、年度年度、当初において目標となる年度にしっかりとその体制について整えていきたいと考えておるところでございます。

古川委員

なかなか、ちょっと答えにくいところもあるのかなと思っておりますけれども、そうですか、

じゃあ児童福祉司職の枠の中で増やしていく、長期化もしていくということで、来年度取りあえず何人か増やしてくれとは言っているんだろうとは思いますが、職員の配置も長期化ということも触れているのかなと思うんですけども、もうちょっとこのあたり、何か言えるところはないのですか。

板東県民環境部長

古川委員さんも、元県の職員ということで、県庁の人事の制度、現在行われているところでございます。

ただ、当部といたしましては国の配置、要するにプラン、今後数年間で着実に児童相談所の体制強化をしていくという方針が示されております。

特にその中でも、やはり本県児童福祉司職という職の対応にかかったのは、一つは経験値がなかなか不足しがちだと、今は任用でやっていますので、一般行政事務で採用した職員がそこに配属されているということになりますので、どうしても定期的に人事異動も行わないといけないという中で動いています。

そうすると何が起こるかという経験値、その体制の非常に支えになる経験の部分不足してくるということも起こりがちです。

ですので、今回そういう職も設けまして、かつ県外でそういう事務に携わられている方を途中で割愛ではないですけど、採用するというのも可能になってまいりますので、そういう措置を取らせていただきました。

年度間、多少のばらつきは出てくるかも分かりませんが、着実に国が指し示す目標に向けて、しっかりと経験値の高い職員さんを確保してまいりたいと思っております。

古川委員

これも9月の時に言いましたけれども、今後プランで10年間という形で取り組んでいくというような形を打ち出されてましたけれど、今後何が起こるか分からないので、できるだけ短期間で拡充をしていっていただけるように、これもお願いをしておきたいと思いません。

あともう1点、これも子供の関係なんですけれども、来年度から大学等の高等教育、これにつきましても授業料の減免ですとか、給付型奨学金の拡充ですとか、こういうことによって実質的な無償化をしていくということで打ち出されております。

大学の進学率というのは家庭の経済事情が厳しいほど低いという実態がありますので、その上で、最終学歴が高卒と大卒では生涯賃金が7,500万円程度の差が生じるというような研究もありますので、家庭の経済的事情に関わらず、希望すれば高等教育、大学等に進学できていくという体制、これは格差の固定化を防ぐためには是非必要な施策だと思いますので、このあたり国のほうでしっかり予算措置をしているということでございますので、徳島県においても進めていく必要があるかなと思っています。

次世代育成ということの中で、こういったことも今回の計画の中でも盛り込まれているのかなと思いますので、高等教育等の無償化につきまして、県としてはしっかりと周知をして活用していってもらいたいということが必要かと思っておりますけれども、これはどちらで、教育委員会もやるし、県民環境部もやるし、福祉の部門もやるのかなと思っていますけれども

も、このあたり意識していただいておりますでしょうか。

小倉学校教育課長

委員から大学無償化に関する周知等の御質問がありました。

この高等教育の無償化につきましては、基本的には高校生で進学を希望する方が該当になり得ますので、各高校では進学希望者あるいは進学を迷っている方も含めて、広く高等教育無償化が、この4月1日から始まりますが、この周知をしております。

さらに、給与とかの所得制限等々もありますので、どういった家庭が受けることができるのか、できないのかといった詳細な情報も、日本学生支援機構のほうから詳細な情報提供がありまして、こういったものも各高等学校を通じまして、生徒さん、保護者に周知をして、大学進学を希望する方が経済的格差に関係なく、大学に進学できて勉強できるような環境整備ということで、教育委員会も周知に努めておりますので、引き続きその対応もしっかりとやっていきたいと思っております。

古川委員

国のほうの対象人数が、全国で最大75万人程度、全学生の約2割ぐらいが、これで対象となってくるのではないかとされていますし、低所得者世帯の進学率も約4割から8割に上昇する見込みだということもございますので、しっかりと周知をしていただいて、徳島県の中でもこの活用ができるように取り組んでいただきたいと思います。

最後だけ、またこれも戸川課長のところなんですけれども、今回健康アプリを試しに公開ということで、取り組んでいって来ています。

名前も「テクとく」でしたね、うちの奥さんもダウンロードしてやっています。

5,000歩を1週間ぐらい歩いたらドリンクがもらえるということでゲットしてきたと、三日ぐらいやると、どれぐらいでそれができるのかというのが分かって、やり始めると、時間も分かるとやりやすくなるみたいなことも言っていましたので、是非とも4月から本格運用になるかと思っておりますけれども、これもしっかりと周知もしていただいて、戸川課長のところも今結構忙しいですけど、あれもこれもで大変ですけども、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

井下副委員長

連日のコロナ対応お疲れ様でございます。

もしかしたら、今日が最後の委員会かも知れないということで、私から一つだけ要望という形で最後お願いしたいと思えます。

先日の一般質問でも、ずっとこの委員会でも通して家庭教育支援に基づく庁内連携についてお願いをさせていただいております。

先日の答弁でも大変前向きな御答弁を頂きまして、大変感謝申し上げます。

先週、千葉県野田市の小学校4年生児童虐待の公判が開かれました。そこで証言に立った児童相談所の担当の方が自分の命に代えても守るべきだったとか、被害者から訴えると言われ精神的に追い込まれ、尊い命を守れなくて本当に後悔しているなどと、涙ながらに語ったということです。

子供が亡くなる事案、巻き込まれる事案は、現場でそこに関わる人たち全てこういった傷つくことというのも今後出てくると思います。また、子供の命だけではなく現場で対応する全ての人たちを守るためにも、現場の声というのをしっかり私たちにも届けていただきたいなと思っておりますし、また支援内容だけでなく、変えるべきところはしっかり変えていただきたいなと思っております。

強制力もどんどんもしかしたら持たさないといけないかも知れないし、現場での対応というのはそれぞれ難しくなっているんだろうなと思っておりますので、各部局の皆さんにも庁内連携のスキームづくりも含めて、抜け目ない対応を今後とも可能にさせていただきますよう、予算確保も含めてお願いを申し上げてお願いというか、答弁求めるとたくさんの方に答弁求めなければいけないので、私からはお願いして以上となります。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。

そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本日、最後の委員会になりますので、御挨拶をさせていただきます。

委員各位におかれましては、この一年間御審議を賜り、また、議事運営に格段の御配慮をいただきまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。本当にありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、仁井谷保健福祉部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝する次第でございます。

表明されました委員の意見、また要望を十分に尊重されまして、今後の施策に反映されますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、報道関係者の皆様におかれましては、御協力に対しまして、深く感謝を申し上げたいと思います。

連日、コロナの対応で大変な状況になっていると思いますが、皆様が最後の砦でございます。体調には十分留意されまして、しっかりと対策していただけることを委員長としてお願いを申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。お世話になりました。

仁井谷保健福祉部長

本日出席いたしております理事者を代表いたしまして、一言、御礼を申し上げます。

ただいま、須見委員長さんから、大変御丁寧なお言葉を賜りまして、恐縮しております。須見委員長さん、井下副委員長さんをはじめ、委員各位におかれましては、この一年間、

次世代人材育成・少子高齢化対策の施策につきまして、幅広い観点から様々な御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

この間、各委員からいただきました貴重な御意見、御提言を十分に踏まえまして、なお一層施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますし、今現在、発生しておりますコロナウイルス対策につきましても、全庁挙げまして万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

今後とも、変わらぬ御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の、今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

須見委員長

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(13時55分)